

令和2年度組合運営の基本方針

近年、毎年のように局地的な豪雨や大型台風等の過去に経験のない自然災害が多発し、甚大な被害をもたらしています。また、昨年度末から流行した「新型コロナウイルス感染症」は、全国に緊急事態宣言が発令されるなど、経済・社会活動へ与える影響はこれまでにない規模に達しようとしています。

このような状況下、国は令和4年農業保険法の見直しに向け、総合的なセーフティネット対策の在り方について議論を進めており、第5次「食料・農業・農村基本計画」において、農業経営の安定化を図るための有効な手段として、あらゆる収入減少を補填する収入保険制度の普及促進・利用拡大を図る方針を示したところです。

徳島県においては、昨年相次ぐ台風接近による暴風雨の影響により水稲、果樹、園芸施設・建物等への被害、また、収入保険については天候不順による野菜・花卉等の生育の遅れ、出荷量の減少による販売収入の減少など、県下全域で多数の被害が発生しました。徳島県農業共済組合（以下「NOSA I 徳島」という。）は、被災組合員等の営農継続を支援するため、速やかな現地評価による損害の認定及び共済金の支払い、また、収入保険加入者への迅速なつなぎ融資の実施、保険金の支払等、農業経営の安定に寄与してきたところです。

NOSA I 徳島は、令和2年度においても、引き続き大規模化する自然災害への備えとして、全ての農業者へ「農業経営のセーフティネット」を提供するため、一層の農業保険の普及拡大に取り組みます。その推進体制として「地域グループ制」を導入し、農業者のニーズに沿った補償内容の提案を行う等、より丁寧な訪問推進を実践することで農業者のリスク軽減に取り組みます。

特に収入保険は、予期せぬ災害等（新型コロナウイルス感染症含む）が頻発する今、“オールリスク対応・農業者の収入を守る”保険として、その役割を果たすべく組織を挙げた加入拡大に取り組み、農業者の経営安定を力強く支援してまいります。

また同時に、行政や農業関係団体との連携を更に強化し、収入保険及び園芸施設共済については、生産部会等を通じた説明会を精力的に開催することで、制度への理解を深め新規加入者の確保を図ります。

一方、組合運営においては、徹底した業務運営の効率化・合理化に取り組むとともに、更なるコンプライアンス（法令等遵守）の徹底を図ることで、健全かつ適正な事業運営を一層推進してまいります。

NOSA I 徳島は、自然条件に左右されることの大きい農業経営のさまざまなリスクに対して、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を確立するため、全役職員が一丸となって、つぎの取り組みを実践します。

令和2年度 事業計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済		家畜共済 死産									
		水稲	麦	搾乳牛	雌牛繁殖用	育成牛乳	肥育成牛・	雌馬繁殖用	肥育成馬・	種豚	肉豚	種乳用牛種	種肉用牛種
区域内の概数	戸 36,684	a 914,800	a 7,600	頭 4,803	頭 2,302	頭 4,487	頭 22,302	頭 0	頭 15	頭 3,976	頭 33,889	頭 0	頭 0
前年度引受実績	26,209	641,764	7,028	2,668	1,689	819	14,733	0	0	0	0	0	0
本年度引受計画	28,500	650,000	7,000	2,598	1,645	798	14,349	0	1	50	600	0	0
本年度予定引受率	% 77.7	% 71.1	% 92.1	% 54.1	% 71.5	% 17.8	% 64.3	% 0.0	% 6.7	% 1.3	% 1.8	% 0.0	% 0.0

共済目的等 項目	家畜共済 疾病傷害						果樹共済 収穫					畑作物共済
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	種乳用牛種	種肉用牛種	うみんかんゆう	指定かんきつ・ゆず	なし	うめ	うみんかんゆう	大豆
区域内の概数	頭 9,290	頭 24,604	頭 15	頭 3,976	頭 0	頭 0	a 24,000	a 7,900	a 9,400	a 2,200	a 25,000	a 1,600
前年度引受実績	2,741	8,173	15	0	0	0	3,856	1,323	1,844	675	4,455	214
本年度引受計画	2,735	8,155	15	50	0	0	5,100	1,450	1,900	650	5,600	250
本年度予定引受率	% 29.4	% 33.1	% 100.0	% 1.3	% 0.0	% 0.0	% 21.3	% 18.4	% 20.2	% 29.5	% 22.4	% 15.6

共済目的等 項目	園芸施設共済										任意共済		その他	備考
	ガラス室		プラスチックハウス								建物	農機具		
	I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類				
区域内の概数	棟 -	棟 24	棟 6	棟 5,627	棟 1,138	棟 658	棟 137	棟 111	棟 152	棟 182	棟 61,500	台 40,919		
前年度引受実績	-	8	2	1,757	478	341	69	35	66	101	30,463	1,481		
本年度引受計画	-	10	3	2,260	631	444	91	47	90	131	30,275	1,600		
本年度予定引受率	% -	% 41.7	% 50.0	% 40.2	% 55.4	% 67.5	% 66.4	% 42.3	% 59.2	% 72.0	% 49.2	% 3.9		

2 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備考	
		本年度 予 定	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)					
共済目的等				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
農作物	水稲	650,000 a 20,605,000 kg	641,764 a 20,352,783 kg	3,430,700	13,345	6,672	6,673					
	麦	7,000 a 86,100 kg	7,028 a 86,502 kg	2,135	60	31	29					
	計	657,000 a 20,691,100 kg	648,792 a 20,439,285 kg	3,432,835	13,405	6,703	6,702	22	6,681	13,383		
家畜	死 廃	搾 乳 牛	2,598 頭	2,668 頭	547,927	32,510	16,255	16,255				
		繁 殖 用 雌 牛	1,645	1,689	308,181	1,476	738	738				
		育 成 乳 牛 (子牛等は農家選択)	798	819	223,897	3,484	1,742	1,742				
		育 成・肥 育 牛 (子牛等は農家選択)	14,349	14,733	3,880,805	29,950	14,975	14,975				
		繁 殖 用 雌 馬	0	0	0	0	0	0				
		育 成・肥 育 馬	1	0	150	2	1	1				
		種 豚	50	0	1,500	60	30	30				
		肉 豚	600	0	4,800	426	213	213				
	小 計	20,041	19,909	4,967,260	67,908	33,954	33,954	47	33,907	67,861		
	疾 病 傷 害	乳 用 種 種 雄 牛	0	0	0	0	0	0				
		肉 用 種 種 雄 牛	0	0	0	0	0	0				
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	疾 病 傷 害	乳 用 牛 (子牛は農家選択)	2,735	2,741	47,991	36,462	18,231	18,231				
		肉 用 牛 (子牛は農家選択)	8,155	8,173	43,369	17,154	8,577	8,577				
		一 般 馬	15	15	26	14	7	7				
種 豚		50	0	450	68	34	34					
小 計		10,955	10,929	91,836	53,698	26,849	26,849	1	26,848	53,697		
乳 用 種 種 雄 牛		0	0	0	0	0	0					
肉 用 種 種 雄 牛		0	0	0	0	0	0					
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	30,996	30,838	5,059,096	121,606	60,803	60,803	48	60,755	121,558			

共済目的等		項 目		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
		引	受		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
		本年度 予 定	前年度 実 績	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
果 穫	半相殺減収総合一般方式	5,100	3,856	61,200	4,060	2,030	2,030				
	うんしゅうみかん	1,450	1,323	23,500	561	280	281				
	災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず)	1,900	1,844	100,430	1,550	775	775				
	半相殺特定危険減収暴風雨方式 なし	650	675	1,750	142	71	71				
	樹園地減収総合一般方式 うめ										
小計		9,100	7,698	186,880	6,313	3,156	3,157	2,799	357	3,514	
樹	樹体	5,600	4,455	256,872	410	205	205				
	うんしゅうみかん										
	小計	5,600	4,455	256,872	410	205	205	26	179	384	
計		14,700	12,153	443,752	6,723	3,361	3,362	2,825	536	3,898	
畑作物	大豆	250	214	185	8	4	4				
	計	250	214	185	8	4	4	4	0	4	
園芸施設	ガラス室	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	I 類	-	-	-	-	-	-				
	II 類	10	8	63,053	43	21	22				
	プラスチックハウス	I 類	3	2	8,504	89	44	45			
		II 類	2,260	1,757	1,075,549	24,499	12,249	12,250			
		III 類	631	478	1,656,289	13,863	6,931	6,932			
		IV 類甲	444	341	1,247,794	10,123	5,061	5,062			
		IV 類乙	91	69	500,227	4,814	2,407	2,407			
		V 類	47	35	280,220	1,384	692	692			
		VI 類	90	66	26,909	483	241	242			
VII 類	131	101	38,087	639	319	320					
計		3,707	2,857	4,896,632	55,937	27,965	27,972	8,857	19,108	47,080	
合 計				13,832,500	197,679	166,341	98,844	11,756	87,080	185,923	

イ 任意共済事業の規模

項目 共済目的		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			B 保険料	C 保 険 手数料	D 手持共済掛金 A-(B-C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	A 共済掛金	事務費 賦課金				
建 物	総 合	棟 3,260	棟 2,937	千円 28,139,000	千円 82,287	千円 67,781	千円 14,506	千円 32,915	千円 5,102	千円 39,968	
	火 災	27,015	27,526	254,590,000	205,522	113,050	92,472	61,657	24,971	76,364	
農 機 具	損 害	台 1,600	台 1,481	3,300,000	16,231	11,816	4,415	0	0	11,816	
計				286,029,000	304,040	192,647	111,393	94,572	30,073	128,148	
保 険 割 合			総合(地震等)	50%	保 険 手 数 料 率		総 合	15.50 %			
			総合(地震等以外) 火災	30%			火 災	40.50 %			

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

ア 水稻

(一筆方式)

- (ア)各地で開催される関係機関の会議等に積極的に参加し、農業保険の周知徹底を図り、加入者確保に努めます。
- (イ)引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稻共済加入申込書」の一体化処理により、作付状況の把握に努めます。
- (ウ)補償割合及び単位当たり共済金額の選択について説明し、農家に合った補償内容を提案します。
- (エ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。また、過年度における掛金等未納農家に催告状を発出し、未収共済掛金等の完全徴収に取り組みます。
- (カ)生産技術及び農作業効率の向上を図り、稲作経営の安定を支援するため、専門技術者による講習会を開催します。
- (キ)顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には水稻共済への加入推進を実施します。
- (ク)令和3年産までで一筆方式が廃止されることから、他方式についてのアンケート調査を行い、円滑に移行できる取り組みをします。

イ 麦

(一筆方式)

- (ア)経営所得安定対策との連携及び関係団体等から情報を得て、作付状況を把握し適正な引受を行います。
- (イ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (ウ)掛金徴収事務に当たっては、口座振替による掛金納入を推進します。
- (エ)顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には麦共済への加入推進を実施します。
- (オ)令和3年産までで一筆方式が廃止されることから、他方式についてのアンケート調査を行い、円滑に移行できる取り組みをします。

(2) 家畜共済

死亡廃用共済

ア 牛（乳牛・肉用牛等）

- (ア) 死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ) 顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ) 関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧客リストを整備し、加入推進については、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (オ) 徳島県家畜保健衛生所及び指定開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

イ 馬（一般馬）

関係機関との連携により、引き続き加入資格農業者の情報収集に努め顧客リストを整備し、戸別訪問による加入意思の確認を継続して行います。

ウ 豚（種豚・肉豚）

- (ア) 顧客リストの整備及び関係機関との連携による情報収集に努め、対象家畜の飼養状況の把握に取り組みます。
- (イ) 顧客リストを活用し、未加入農業者に対する役職員による戸別訪問を引き続き実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、制度への理解と普及を推進します。

疾病傷害共済

ア 牛（乳牛・肉用牛等）

- (ア) 死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ) 顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ) 関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧客リストを整備し、加入推進については、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率

を設定します。

- (カ) 徳島県家畜保健衛生所及び指定開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

イ 馬（一般馬）

関係機関との連携により、引き続き加入資格農業者の情報収集に努め顧客リストを整備し、戸別訪問による加入意思の確認を継続して行います。

ウ 豚（種豚）

- (ア) 顧客リストの整備及び関係機関との連携による情報収集に努め、対象家畜の飼養状況の把握に取り組みます。
- (イ) 顧客リストを活用し、未加入農業者に対する役職員による戸別訪問を引き続き実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、制度への理解と普及を推進します。

家畜診療所

- (ア) 家畜診療所は、指定開業獣医師と連携して家畜共済事業の推進を図ります。また、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、畜産農家に関する飼養状況等の把握に努めます。
- (イ) 家畜診療所収支の健全化を図るため、より一層の経費削減と共済金額の増額及び子牛・胎児の非選択加入の解消を重点とした加入拡大を実施し、診療収入の確保に取り組みます。
- (ウ) 飼養管理指導及び繁殖指導を実施し、畜産農家の事故率低減と生産性の向上に取り組みます。

(3) 果樹共済

ア うんしゅうみかん(収穫)

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (カ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

イ ゆず（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

ウ なし（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。
- (カ) 令和3年産までで半相殺特定危険方式が廃止されることから、パンフレットにより他方式の説明を行い、円滑に移行できる取り組みをします。

エ うめ（収穫）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係機関との連携により、基準となる収量の適正な設定を行います。
- (オ) 低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率

を設定します。

- (カ)令和3年産までで樹園地方式が廃止されることから、パンフレットにより他方式の説明を行い、円滑に移行できる取り組みをします。

オ うんしゅうみかん(樹体)

- (ア)関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、改正制度及び収入保険制度の説明を行います。
- (イ)顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には果樹共済への加入推進を実施します。
- (ウ)加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ)関係機関との連携により、基準となる金額の適正な設定を行います。
- (オ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

(4) 畑作物共済

大豆

- (ア)地域再生協議会との連携により経営所得安定対策による営農計画書等で有資格農業者を把握し、適正引受による引受拡大に取り組みます。
- (イ)顧客リストに基づく未加入者に対する地域重点的な戸別訪問を計画的に実施し、青色申告者には収入保険の推進を行い、それ以外の者には畑作物共済への加入推進を実施します。
- (ウ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金を設定します。
- (エ)令和3年産までで一筆方式が廃止されることから、パンフレットにより他方式の説明を行い、円滑に移行できる取り組みをします。

(5) 園芸施設共済

- (ア)顧客リスト整備のため現地調査を行い、耕作者や型式、設置面積等の情報収集に継続して取り組みます。また、この顧客リストに基づき、未加入農業者に対する戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な事業内容の説明を行うとともに積極的な加入推進を実施します。
- (イ)補償の充実を図るため共済価額の適正な設定を行うとともに、付保割合について適正水準の確保に努めます。
- (ウ)低被害農家の不公平感の是正のため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。

- (エ) 新規就農者の情報・新規事業及び増設棟等の情報収集のため、農業協同組合の生産部会及び関係機関が開催する会議に参加し、積極的な情報交換に努めます。
- (オ) 補償の充実を図るために加入農家に対して、被覆期間に変更が生じた場合は、必ず組合へ通知をするよう周知を徹底いたします。
- (カ) 行政等と連携を図りながら、国及び県等が実施する補助事業申請農家の把握に努め、未加入農家の推進に取り組みます。
- (キ) 農業協同組合の生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置など、制度の内容を周知し、生産部会と集団加入に係る協定締結割合5割の達成に取り組みます。

(6) 任意共済

ア 建物共済

- (ア) 加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を図ります。
- (イ) 組合員の保有する資産を把握するため建物台帳の整備を行い、効率的な加入推進に取り組みます。
- (ウ) 組合員の資産を守るため、家具類の加入、臨時費用担保特約及び小損害実損てん補特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (エ) 農業保険加入者で建物共済未加入者への積極的な推進を行います。

イ 農機具共済

- (ア) 農機具共済未加入者への効率的な推進を図るため、農業機械販売店等との連携強化に努め、情報交換に取り組みます。
- (イ) 農業保険加入者で農機具共済未加入者への積極的な推進を行います。

ウ 保管中農産物補償共済

本年度より新たに実施される新制度の内容について、補償対象農産物となる農作物、果樹（うんしゅうみかん）及び畑作物共済加入者に対して周知を行います。

(7) 農業共済事業のニーズ調査

本県において実施していない共済品目（未実施品目）及び引受方式（未実施方式）についてアンケート調査を行い、農業者のニーズを把握します。

4 損害評価の適正化

(1) 農作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を早期に把握します。
- (イ) 悉皆調査等で確認することが困難な登熟不良等の発生状況を把握するため、定点による調査を実施します。
- (ウ) 損害評価について、評価日程、申告方法などを損害評価員や広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底します。
- (エ) 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平公正な損害評価を実施します。
- (オ) 被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築します。
- (カ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (キ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに適正な損害評価に努めます。
- (ク) 引受方式変更による損害評価が円滑に進むよう検見の方法等を記載したパンフレットを作成します。

(2) 家畜共済

- (ア) 事務取扱要領及び事務処理要領を遵守し、病傷事故診断書の内容を精査したうえで、その結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させるなど、診療業務の適正化に取り組みます。
- (イ) 無獣医地域での診療に支障がでないよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、県下全域での適切な獣医療水準を確保します。
- (ウ) 指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いに努めます。

(3) 果樹共済

- (ア) 評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握します。
- (イ) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価に努めます。
- (ウ) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組みます。
- (エ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (オ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完

するとともに、適正な損害評価に努めます。

(4) 畑作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握するなど、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。
- (イ) 損害評価会で審議決定された分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行います。

(5) 園芸施設共済

- (ア) 組合員からの速やかな事故発生通知を周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。
- (イ) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより、機動的な損害評価体制を構築します。
- (ウ) 現地評価研修会を開催し、評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行います。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価を行い共済金の早期支払いに努めます。
- (エ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(6) 任意共済

- (ア) N O S A I 協会が主催する損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し、評価技術の向上を図ります。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所・各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努めます。
- (イ) 組合員からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図り、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努めます。
- (ウ) 農機具共済の全損事故に係る残存物については、適切な取り扱いを行います。
- (エ) マルチローター式小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

5 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済、畑作物共済

- (ア) 講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努めます。

(イ)防除機の貸し出し

組合の所有する乗用防除機、高圧噴霧器(動噴)を貸し出し、地域の実情に応じた効率的かつ有効な病虫害防除を支援します。

(ウ)自走式草刈り機の貸し出し

自走式草刈り機(ハンマーナイフモア)を貸し出し、圃場のあぜ・法面及び休耕田等の雑草処理により病虫害の発生を抑制します。

(エ)その他水稲損害防止機器の貸し出し

背負式動力噴霧器、小型火炎放射器、水田溝切り機、土壌改良剤散布機を貸し出します。

(オ)集団防除を行う組織等への助成

組合員で組織する防除団体等で実施する集団防除費用に対して一部助成を行います。

(カ)情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、イモチ病及びスクミリングガイ等の病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供します。

(2) 家畜共済

(ア)薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病の予防薬剤等を配布し、事故低減を図ります。なお、配布に際しては「動物用医薬品の使用の規制に関する法令」を遵守します。

(イ)畜舎消毒

畜舎の衛生管理に効果的な煙霧消毒機を活用し、職員による畜舎消毒の実施と機械の貸し出しを行います。

(ウ)衛生管理

損害防止に係る情報提供及び農家の実態に即した衛生管理指導を実施します。

(3) 果樹共済、園芸施設共済

(ア)チップターの貸し出し

剪定作業後の枝葉をその場で細かなチップにする粉碎機(チップター)を貸し出し、日当たりが良く防除等の管理作業のしやすい園地づくりを支援します。

(イ)高圧噴霧器(動噴)の貸し出し

水田転作園地や中山間地、またハウス内での防除作業に適した動噴

を貸し出しします。

(ウ)ラクハリ(ハウスフィルム展張機)の貸し出し

ハウスのビニール張り替えに便利な展張機「ラクハリ」を貸し出しします。

(4) 鳥獣害対策

(ア)近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として、組合員が防護施設、器具等を設置した場合、要した費用の一部を助成します。

(イ)鳥獣被害対策指導員(徳島県に登録された組合職員)が、防護柵等設置された施設及び対策について、鳥獣被害防止に効果的なものとなるよう助言・指導を行います。

6 収入保険の普及および加入推進方策

(ア)関係機関及び農業関係団体を構成員とする「徳島県収入保険推進協議会」を設立し、関係機関等との連携をより強力なものとし、農業者への円滑な普及推進を図ります。

(イ)顧客リストの整備に努め、地域別、品目別のターゲットを明確にした集中推進を計画的に実施します。

(ウ)収入保険と農業共済事業の加入推進活動を一体的に進め、より効率的な推進を図ります。

(エ)農業関係団体が開催する会議等並びにNOSA I 部長会等で青色申告の普及及び収入保険の説明に努めます。

(オ)青色申告及び選択加入となる他の類似制度について、全職員が知識習得に努め、適切なアドバイスを行い農業者から信頼される職員の育成を行います。

(カ)適正な情報管理体制を構築し、青色申告に関する書類等個人情報の厳正な管理を徹底します。

7 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備

(ア)理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年4回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営の適正化を図ります。

(イ)理事会は、コンプライアンス・アクションプログラムを策定し、その達成状況を随時検証し、法令遵守態勢を構築します。また、コン

プライアンス改善委員会を定期的を開催し、進捗状況を検証するとともに、外部委員の意見を踏まえた業務の改善に取り組みます。

(ウ) 監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、適正な執行体制を構築します。

(エ) 「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づき、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底します。

(2) 共済部長（N O S A I 部長）の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に「N O S A I 部長」を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理など、組合員とのパイプ役として農業共済事業の普及推進の職務を担います。

(3) 職制及び職員の配置

(ア) 総務関係業務は本所総務部に一元化し、事業関係業務は本所事業部の統括のもと、支所・石井分室のグループと連携した事業推進に取り組みます。また、テレビ会議を導入し、会議の省力化及び本所、支所、石井分室間の連絡体制を整備し情報共有を図ることで業務の効率化に努めます。

(イ) 監理課は、定期的に内部監査を実施し、事務の履行状況について監査し、内部牽制機能の強化に取り組みます。また、監査結果に基づく指摘事項等の改善状況について確認し、業務の適正化を図ります。

(ウ) 石井分室に家畜診療所、支所に家畜診療所詰所を設置し、組合員からの往診依頼に迅速に対応します。

(エ) 実施体制の改善計画に基づき、本所と東部支所の統合時期を令和4年4月とし、1本所2支所体制への移行を進めます。（なお激変緩和措置として東部支所に石井分室を置く）

(オ) 加入推進体制の拡充強化を図るため地域グループ制を導入し、農業保険の普及拡大に取り組みます。

(4) 研修体制及び計画

(ア) 全職員を対象とした研修会を開催し、資質の向上及びコンプライアンスの意識高揚を図ります。

(イ) 農林水産省及びN O S A I 協会主催の研修・専門講習会等に計画的に参加させ、職員のスキルアップ及び能力の向上に取り組み、次世代を担う人材の育成の強化を図ります。

(5) 広報広聴活動の充実及び情報開示

- (ア) 広報紙を定期的に発行し、収入保険制度及び農業共済事業の内容を中心とした組合情報の提供を行い、制度の普及、定着に努めます。また、ホームページの定期更新を行い、損害防止機器の活用状況等を掲載するなど、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努めます。
- (イ) 広報担当者会議を定期的に開催し、制度内容等を効果的にPRするための広報推進体制の強化を図ります。
- (ウ) 「農業共済新聞」の普及・定着に努め、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信します。

(6) 事務機械化処理の実施方策

- (ア) 農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用に取り組めます。
- (イ) 個人情報保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティー対策を実施し、情報管理体制を強化します。
- (ウ) 業務日報管理システムを活用し、業務内容の明確化と効率化を図ります。

(7) 予算統制の方策

- (ア) 予算執行状況を定期的に理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、不断の経費節減を徹底する等、効率的な予算の執行に努めます。
- (イ) 理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、安全性を第一とした運用に努め、利息収入の確保と資産の保全を図ります。
- (ウ) 余裕金運用管理委員会を定期的に開催し、効率的な資金運用に取り組むとともに、随時理事会へ協議結果を報告するなど、資産管理の透明化を図ります。

8 社会貢献活動

全国統一の社会貢献活動「ふるさと見守り活動」の一環として、NOSA I 徳島は、「こども110番活動」及び「高齢者見守り活動」を継続して実施し、地域の安全・安心に貢献します。